

豊田市労働者派遣契約約款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）及びこの契約書に基づき、別冊の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、この契約書記載の労働者派遣業務（以下「派遣業務」という。）について労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に掲げるものをいう。以下同じ。）を行い、甲は乙に対し、これに対する対価として契約金額を支払うものとする。
- 3 甲は、派遣業務に関する指示を乙及び前項の規定により派遣された労働者（以下「派遣労働者」という。）に対して行うことができる。この場合において、乙及び派遣労働者は、当該指示に従い派遣業務を行わなければならない。
- 4 乙及び派遣労働者は、派遣業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。
- 5 乙及び派遣労働者は、派遣業務を処理するに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 6 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭により指示等を行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 8 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (権利義務の譲渡等)
- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙が部分払等によっても、なおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の契約金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。
- (乙の履行義務)
- 第3条 乙は、甲に対して、仕様書等に定める要件及び条件のほか、この契約書に定めるところに従い、目的達成に適する労働者の派遣を行わなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書等が変更されたときは、変更された仕様書等に従って実施しなければならない。
- (個別契約の締結)
- 第4条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）等の規定により、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業時間その他労働者派遣に必要な細目について、別に契約で定めなければならない。
- 2 乙は、前項の契約（以下「個別契約」という。）に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、あらかじめ労働者派遣法第35条に規定する事項を甲に通知しなければならない。
- (派遣先責任者)
- 第5条 甲は、労働者派遣法の規定により、自己の雇用する職員の中から派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任し、個別契約で定めなければならない。
- 2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して個別契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。
- (派遣元責任者)
- 第6条 乙は、労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者（法人の場合は役員を含む。）の中から事業所ごとに所定人数の派遣元責任者を選任し、個別契約で定めなければならない。
- 2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第7条 甲は、自己の雇用する職員の中から派遣就業の場所ごとに指揮命令者を選任し、個別契約で定めなければならない。

2 指揮命令者は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させなければならない。

(苦情処理)

第8条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情処理の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連携体制等を個別契約で定めなければならない。

(適正な就業の確保)

第9条 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令等に従って職場の秩序、規律及び守秘義務を守り、適正に派遣業務に従事するよう派遣労働者を教育し、及び指導しなければならない。

2 甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、甲の施設及び設備等で派遣労働者の利用が可能なものについては、便宜の供与に努めるものとする。

3 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、労働者派遣契約に定める甲の指揮命令者が行うものとし、甲は、当該指揮命令者が不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(労働基準及び安全衛生の確保)

第10条 甲及び乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の規定を遵守し、派遣労働者の労働基準及び安全衛生の確保に努めるものとする。

(派遣労働者の交替)

第11条 甲は、派遣労働者が就業するに当たり遵守すべき甲の業務処理方法、服務規律等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達成できない場合は、乙にその事由を明示し、代替要員の派遣を求めることができる。

2 乙は、派遣労働者の傷病、事故、年次有給休暇の取得その他やむを得ない事由により個別契約に定める人数に欠員が生じるおそれがある場合は、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、欠員を生じないよう直ちに措置を講じなければならない。ただし、甲においてその措置の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(契約変更又は一時中止)

第12条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、派遣業務その他この契約に関する事項の内容を変更し、又は労働者派遣を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約期間又は仕様書等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償負担)

第13条 乙は、労働者派遣を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

2 乙は、天災その他不可抗力によって損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この場合における損害は、乙の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部の負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、甲乙協議して定める。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、労働者派遣が完了するまでの間は、次条から第18条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の支配権の変更による甲の解除権)

第14条の2 乙は、合併、株式交換、株式移転又は株式の過半数の譲渡により、乙の支配権に変動があったときは、速やかに甲に通知するものとする。この場合において、甲は何ら催告することなく本契約を解除することができる。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 第2条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、労働者派遣に着手すべき期日を過ぎても労働者派遣に着手しないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、次条及び第18条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 契約履行について不正行為をしたとき。
- (4) 契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- (5) 第2条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (6) 第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た金銭をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (7) この契約を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (8) 乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 第20条又は第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
（談合その他不正行為に係る解除）

第17条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第23条第2項及び第24条第3項から第8項までの規定を準用する。
（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) この契約に係る再委託契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等を再委託契約その他の契約（この契約に係るもの以外の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 第23条第2項の規定は、第1項の規定による契約の全部又は一部の解除について準用する。
- （甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第19条 甲は、乙が甲の責めに帰すべき事由により第15条各号又は第16条各号のいずれかに該当することとなったときは、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。
- （乙の催告による解除権）
- 第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- （乙の催告によらない解除権）
- 第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 甲がこの契約について重大な違反をし、当該違反により契約の履行が不能となったとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約の履行が不能となったとき。
- （乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第22条 乙は、甲が乙の責めに帰すべき事由により第20条又は前条各号のいずれかに該当することとなったときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （解除に伴う措置）
- 第23条 甲は、第14条から第18条までの規定により契約を解除するときは、契約解除通知書によりその旨を乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、この契約が第14条から第18条までの規定により解除された場合において、既に労働者派遣を履行した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分について、既履行部分に相当する契約金額を乙に支払うものとする。
- 3 労働者派遣の完了後にこの契約が解除された場合の当該解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法及び労働者派遣法の規定に従って協議して定める。
- （甲の損害賠償請求等）
- 第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 契約期間内に労働者派遣を完了することができないとき。
- (2) 第15条又は第16条の規定により、労働者派遣の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、前項第1号に該当することとなった場合は、甲に対し遅滞なくその理由を申し出なければならない。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する損害賠償に代えて、第5項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条又は第16条の規定により労働者派遣の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 労働者派遣の完了前に乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となったとき。
- 4 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第3項の違約金は、契約金額の10分の1に相当する額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、単価契約をしたものについては、乙は、全部解除にあつては契約金額に予定数量を乗じて得た金額（以下「予定契約総額」という。）の10分の1に相当する額を、一部解除にあつては予定契約総額から契約代金の累計額を控除した金額の10分の1に相当する額とする。
- 7 第1項各号又は第3項各号に定める場合（第4項の規定により第3項第2号に該当するも

- のとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 8 第3項の場合(第16条第9号及び第18条の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)で、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。(乙の損害賠償請求等)
- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰ることができない事由により該当することとなった場合は、この限りでない。
- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、第27条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)
- 第26条 乙は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、同様とする。
- 2 乙は、第17条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 第17条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 第17条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。(請求金額の支払)
- 第27条 乙は、甲の指定する請求書により契約金額の支払を請求するものとする。ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。
- 2 甲は、前項の規定により所定の手続に従って適正な請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内(その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。)に支払をしなければならない。
- 3 甲は、前項の支払を遅滞したときは、未払金額につき、遅滞日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を支払うものとする。(派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)
- 第28条 甲は、甲に起因する事由により、この契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合は、乙の合意を得ることはもとより、この契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前までに乙に解除の申入れを行うものとする。
- 2 甲及び乙は、この契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由によりこの契約の解除を行った場合は、就業のあつ旋等により派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由によりこの契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、少なくともこの契約の解除に伴い乙がこの契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。
- 4 甲は、契約期間が満了する前にこの契約の解除を行う場合であつて、乙から請求があつたときは、この契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにするものとする。(契約終了時の派遣業務の引継ぎ、移行支援等)
- 第29条 乙は、契約の全部若しくは一部を解除した場合又は契約期間が満了した場合は、当該派遣業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるとともに、他者に移行する作業を支援するものとする。
- 2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容については、甲乙協議して定めるものとする。(妨害等に対する報告義務等)
- 第30条 乙は、契約の履行に当たつて、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとも認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届の提

出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。